

# 確定申告書等作成コーナーにおける「寄附金控除」の入力について

このページは、国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」から抜粋して作成しています。  
 詳細な手順は、国税庁ホームページの「ご利用ガイド」をご覧ください。

keisan.nta.go.jp/r4/syotoku/TaMapSelect?p\_send=ta\_mainB2.jsp#bbctrl

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

よくある質問 検索 **ご利用ガイド**

トップ画面 事前準備 **申告書等の作成** 申告書等の送信・印刷 終了

入力方法選択 申告書の作成をはじめる前に 取入金額・所得金額入力 **所得控除入力** 税額控除・その他の項目の入力 計算結果確認 住民税等入力 住所・氏名等入力

マイナンバーカード

## 所得控除の入力

所得から差し引かれる金額（所得控除）に関する項目の入力を行います。

・ ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方も、ふるさと納税の全ての金額を「寄附金控除」の入力画面で入力してください。

所得控除 (単位：円)

所得控除の種類 (各所得控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (?をクリックすると表示金額の解説を確認できます。)
雑損控除 ?	入力する		
医療費控除 ?	入力する		
社会保険料控除			
小規模企業共済等掛金控除			
生命保険料控除			
地震保険料控除			
<b>寄附金控除 ?</b>	<b>入力する</b>		

## 寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

寄附年月日

令和 4 年 月 日

寄附金の種類

[寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

- 国に対する寄附金
- 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）
- 日本赤十字社支部に対する寄附金
- 共同募金会に対する寄附金
- 政党及び政治資金団体に対する寄附金
- 認定NPO法人等に対する寄附金
- 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金**
- 上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

修学支援事業基金への寄附は「公益団体法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択

教育研究支援基金への寄附は「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択

寄附先の名称（全角28文字以内）